

## 留意事項通知(令和6年4月1日)の修正について

4月1日に示された留意事項等のうち、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」について下記について修正されました。

・P6

【修正前】

(改正後)

### 5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日については事実が発生した日の属する月の翌月の初日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

【修正後】

### 5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

・P90

【修正前】

(改正後)

### (二) 人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)

以下のいずれも満たす場合に算定すること。

- ア 指定児童発達支援給付費の算定に必要な員数に加え、言語聴覚士を1以上配置(常勤換算に限らない単なる配置で可)していること。

【修正後】

(改正後)

### (二) 人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)

以下のいずれも満たす場合に算定すること。

- ア 言語聴覚士を1以上配置(常勤換算に限らない単なる配置で可)していること。